

青色ニュース 10月号

～ 品川青色申告会 - 会報 -
S・A・S・bulletin

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F
Tel : 03-3474-7564(例) Fax : 03-3458-2616
◀ホームページ▶
<http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

← 品川青色申告会MAP



茶色い3階建ての建物1階です。対面には、自動販売機が複数あります。
レンガ造りの塀が目印です。

GOGO! 葵ちゃんも ~ 相続・承継の巻 ~



今回の改正は新聞や雑誌等で頻繁に特集されていますので、「ご存知の方も多く、気になる方が多いのでは?」

- 【相続税・贈与税】
 - ・事業承継税制※の改正
 - ※中小企業者(法人)である一定の経営者が関係する制度です。
- 【贈与税】
 - ・相続時精算課税の改正
 - ・贈与税(暦年課税)の税率等が改正
- 【相続税】
 - ・遺産に係る基礎控除額引下げ
 - ・相続税の税率引上げ
 - ・未成年者控除等の税額控除引上げ
 - ・小規模宅地等の特例の面積等が改正

平成27年1月1日以後に相続税法(相続税及び贈与税)が大きく改正されます。主な改正の内容は、次のとおりです。

相続税法改正による影響: アナタも他人ごとでない!?

申告義務 知らなかったは通じない

《ステップ①》: 被相続人の相続財産(課税価格の合計額)が、次の金額(基礎控除額)以下なら申告義務なし。

【改正前】平成26年12月31日以前
五千万円+法定相続人の数×一千万円

【改正後】平成27年1月1日以後
三千万円+法定相続人の数×六百万円

Q、相続税法が来年大きく改正されると、騒がれていますが...

A、今回大きく騒がれている改正項目の一つに「遺産に係る基礎控除額の引下げ」があります。これは相続税の「申告義務」及び「税額計算」に関する規定です。今回は、申告義務について説明します。

被相続人(亡くなられた人)から相続人が、財産を相続した場合や相続人以外の方が遺言により財産を取得した場合等は、まず始めに「被相続人の相続財産がどれくらいあるか?」を調べ、申告義務の有無を考えていきます。

「ご紹介したのは、簡便的な申告義務の判定手順です。実際には相続人等や被相続人の住所地や国籍、財産の所在地等も考慮します。なお相続財産の範囲は、例えば生命保険金や死亡退職金等の「みなし財産」が含まれますし、債務等も考慮します。さらに一定の場合の「生前贈与財産」や「相続時精算課税適用財産」等、幅広い範囲が含まれるので注意が必要です。

また「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」と呼ばれる優遇制度は、分割がされた状態での遺産取得するかどうか、つまり、これらの優遇制度を適用することで税額が出ない方は、納める税金がなくても申告の義務がありますので、ご注意ください。

ちなみに【今回の改正では、基礎控除額が4割も減額されます!】その為、首都圏で不動産等をお持ちの方は、基礎控除額を超える可能性が非常に高く、他人ごとではないと言えるでしょう!

さて、相続対策は何と言っても知識と事前対策が重要です。まずは「相続」の基本を各種セミナーで学んでは如何ですか? (詳細は2面、5面を御覧下さい)

《ステップ②》: 基礎控除額を超える場合、実際に財産を取得する相続人等は原則として相続税の申告義務があります。

品川 葵(葵ちゃん): 品川青色申告会期待の新人さん。学生時代もトラブルメーカーでした。 品川 空(ソラちゃん): 葵ちゃんの妹。

相続税・セミナー



一面でも特集しましたが、今注目の税法は、何と言っても相続税法です！『私は関係ないや』と考えている方、油断は禁物です。『相続を切っ掛けに家族がバラバラになった』そんな経験された方が身近にいらっしゃるのでは？さて、相続は『遺産の分配(誰がどの遺産を取得するか)』と『相続税の申告(税金の計算)』に大きく分けて考えます。今回大きな改正があるのは相続税法、つまり税金の計算についてです。遺産を分けるお話し(遺言の手続き等)も当然重要ですが、「そもそもどのくらい税金がかかり、その結果どのくらいの財産が残せるのか？」をまず把握したいところです。

例えば不動産をメインでお持ちの方は、【相続人が納税資金を調達出来るのか?】【分割の方法(現物のまま各相続人に分割できるのか?)】等まで考える必要があるでしょう。子は親の商売を継ぐ意思があっても、納税資金や、他の相続人との絡みで店舗を売却しても現金を用意する必要があるかも！(相続でよく採める原因の一つです)生前に適切な対策を講じる事で、家族でいがみ合う「争族」を避けられるかもしれません。それにはある程度の知識が必要です。そこで、まずは今回紹介する2つのセミナーで相続税法の基本を学んではどうでしょうか？

青色セミナー

税理士がお伝えする相続税法！

税金のプロである税理士の先生をお呼びして、お話しして頂きます。先生には今回の改正を踏まえ、相続税の現状や事業や不動産の承継等も視野に入れた実践的なお話しをして頂く予定です。★詳細は5面を「覧下さい。」



2つの視点からお伝えする相続税セミナー

区民セミナー

税務署がお伝えする相続税法！

我が国の申告納税制度を支える税務署の担当官を講師に迎え、お話しして頂きます。担当官には今回の改正を踏まえ、相続税の仕組みと改正点について基本的なお話しをして頂く予定です。★詳細は5面を「覧下さい。」



夢さん橋

10月11日(土)13(月)の3日間に大崎駅南口の東西自由通路(夢さん橋)を中心に様々なイベントが開催されます。これは、地元の人々、地域のお店や企業、地方の生産者の方々がつながり、盛り上げてきた伝統あるイベントです。品川青色申告会も例年通り、11日(土)、12日(日)に参加します。今回も大人用と子ども用の2種類の税金クイズを用意する予定です。モチロン無料で行い、バラエティに富んだ参加賞も用意致します。是非お立ち寄り下さい。お待ちしております。

食品の安全

10月29日(水)に【食品の安全について】をテーマに品川区・(一社)荏原青色申告会とセミナーを共同で開催致します。★詳細は同封のチラシを御覧下さい。

不動産研修

今年も(一社)東京青色申告会連合会が不動産会員向けの研修会を開催致します。現在不動産貸付を行っている方やこれから貸付を行う予定の方は、是非ご参加下さい。

※募集人数が残り僅かの日がございますので、お早めのお申込みをお願い致します。(詳細については前月号の会報を「覧頂くか、お問合せ下さい。)

予定納税の減額申請(第2期分)

11月17日(月)までです。



予定納税の通知があった方で、今年の業況が極端に悪い、年の中途で休業・廃業等の為、納付する所得税が大幅に減少すると見込まれる方等は、所定の手続きにより予定納税額が減額される場合があります。

なお、本年における予定納税(第2期分)の減額申請は、11月17日(月)までとなります。詳細は品川青色申告会又は所轄税務署へお尋ね下さい。

- 【持ち物】
- ・ 印鑑
 - ・ 税務署からの通知書
 - ・ 過年度の決算・申告書
 - ・ 平成26年1月～10月までの帳簿

(注)仮決算を組み、仮の申告書を作りますので、決算時期同様に各項目の集計が必要です。一回でサポートが終わらない場合がありますので、期日に余裕をもってお越し下さい。

各イベントの

日程は5面を

「覧下さい。」



の手続きをし、教育資金の一括贈与をした場合には、その後金銭等が実際に教育資金として使用された場合に非課税となる制度です。税されます。なお、非課税金額は受贈者側ごとの限度額になり、トータル千五百万円(一定のものは五百万円)までが非課税の枠となります。

26年4月~!

一人親方 (建設業)

労災保険に加入しませんか？

青色申告会建設業組合の協力を得て取扱いを開始いたしました



一人親方労災保険とは？

本来、労災保険は事業所の従業員などのいわゆる「労働者」の業務災害や通勤災害に対して補償を目的とした保険ですので、事業主にあたる「一人親方」は保険加入対象外です。

しかし、建設業などの一人親方は業務実態や災害発生状況が労働者に近いため、国は労働者ではない一人親方にも特別に労災保険の加入を認めています。

その制度が『一人親方労災保険特別加入制度』です。

なお、一人親方労災保険は労働局より認可を得た『一人親方労災保険特別加入組合』と通じて加入する必要があります。

便利
制度
です

一人親方労災保険の主な制度

- ・国が行う公的保険制度だから安心！！
- ・掛け金は全額社会保険料控除！！
- ・業務災害・通勤災害における治療費や入院費は自己負担なし！！
- ・休業補償は給付基礎日額の80%を補償（特別支給金含む）！！



これが
加入資格
です



- ① 一人でお仕事、又は家族だけで仕事をしている。
- ② 建設業に従事している
- ③ 労働者を使っても年間100日未満と見込まれる

建設業といっても、多種多様な業種があります。
疑問等ございましたら当会にお問い合わせください。

これが
年間保険料
です



事務手数料込

年間29,273円~

給付基礎日額をご自身で設定いたします。

給付基礎日額3,500円の場合年間保険料24,273円+組合費手数料5,000円(税込)

~ご注意下さい~

当会の手数料は大変安く設定しております。、今までの手数料が高すぎたとショックを受けられても、責任を負いかねますのでご了承下さい。

ワイモ
加入
する
で



一人親方労災保険はぜひ 品川青色申告会へ!



『探偵事務所』の主人公、ボス。『探偵事務所』の主人公、ボス。

「前までのあらすじ」
探偵事務所を経営するハードボイルドな探偵『私(ボス)』の下へ、『帳簿の保存方法について』調査依頼があった……そして、ボスは帳簿の記録についてレクチャーを受け始めた。そして物語は遂にクライマックスを迎えようとしている……

『第十六章・レポート②』
さて、私はこれから記帳方法の指導を受けると言う名目で潜入調査を繰り返している。これまでの調査結果を一部二二で公表しようと思おう。

1、青色の記帳方法は3種類から選択!

① 簡易簿記

- 【日々の記帳】… 収入・経費の記帳のみ
- 【青色申告特別控除】… 最大10万円
- 【収入、経費の計上時期】… 発生主義
- 【選択要件】… 青色申告者

② 複式簿記

- 【日々の記帳】… 収入・経費・資産・負債・元入金の各項目の記帳が必要
- 【青色申告特別控除】… 最大65万円
- 【収入、経費の計上時期】… 発生主義
- 【選択要件】… 青色申告者、期限内申告、事業的規模(不動産所得のみの場合)

③ 現金式簡易簿記

- 【日々の記帳】… 収入・経費の記帳のみ
- 【青色申告特別控除】… 最大10万円

【収入、経費の計上時期】… 現金主義
【選択要件】… 青色申告者、現金主義承認者、前々年分の不動産・事業所得の合計額※が三百万円以下
※専従者給与等を算入しないで判定

2、計上時期は発生主義が原則! 現金主義は特例!

発生主義とは、現金収支とは無関係に、収入・経費の発生を意味する経済的事実の発生に基づいて計上する基準を言います。例えば…

【ケースA】… 商品百万円を平成26年12月に販売して代金は現金でもらった
平成26年12月の売上として計上

この考え方は問題ないと思います。それでは次のようなケースなら…?

【ケースB】… 商品百万円を平成26年12月に販売して代金は平成27年2月に買う予定です。
平成26年の売上」又は『平成27年の売上』どちらが正しいと思いますか?

発生主義の場合『平成26年の売上』とします。その為売上代金や家賃を売っていなくても平成26年の売上として報告しないといけません。これは簡易簿記、複式簿記、白色申告者を問わず全て同様の考え方となります。
(注)平成27年の売上とする方法は特例となり、『現金主義』の申請をしないといけません。(一定の要件あり)

『最終章・青色』
如何だろうか? 記帳の種類があるなんて私は知らなかった。そうそう、『帳簿の保存方法』についての依頼だが、私なりに調べたが、職員の説明は正しく、『会計ソフトを使用していても、プリントアウトして紙による保存が原則必要だ』

今回の依頼主は長年信じていた事が間違っていた為に疑心暗鬼に陥ったようだ。依頼主の彼も納得してくれて、職員への疑惑も晴れたときは、何だか私も嬉しくなったものだ。
これは葉ちゃんに聞いたのだが、『長年記帳していても、間違っている人は意外といるらしく、やはり定期的に帳簿のチェックを受けない人が多いらしい』

ずっと経費に入れられる項目の事を知らずに損している人もいるし、その逆もいるとの事。
帳簿の記帳はとても重要な事だから、もっと遠慮せず、どんな事務局を利用して欲しいと笑顔で話をしていた。

「お前はどうかんだ? という声が聞こえてきそうだな。私は最近『ブルーエイト』という会計ソフトを導入して真面目に記帳をやりました。複式簿記で65万円控除を目指しているのだ。今日だって、葉ちゃんに会いに…」
「帳簿の健康診断」をしてもらったところだ。私の記帳は順調に進んでいるのだ。
「私は品川青色申告会を出て、ふと空を見上げた。今日は素晴らしい天気である。私は清々しい気分になり、空を見上げた。『よし、もう一仕事頑張るぞ!』私の眼前には、何処までも青色の空が広がっていた。
「おしまい」…かな?

今日のアニメ漫画



ボス：探偵事務所の所長。皆からは『ボス』と呼ばれているが、その経歴は謎で自称ハードボイルドな男。陰謀に巻き込まれたり、巨大な謎に立ち向かう事に憧れていて、色々な妄想をしながら調査をするのが大好き。今後の出番は謎です。

スキルアップ講座・日程

	日程	時間	料金
接客マナー	10/ 2(木)…13:30~16:30 10/14(火)…10:00~21:00 10/14の受付は終了しました		無 料
ラッピング	10/27(月)…18:00~21:00 10/30(木)…13:30~16:30		無 料

上記スキルアップ講座の詳細はお問合せ下さい。

青色セミナー

【テーマ】

相続税法に関する改正項目、事業や不動産の承継、実際にあったお話等、実務家の視点でお話し頂く予定です。

【日 程】…11/1(土)

【時 間】…14:00~16:00

【料 金】…無料

【会 場】…品川青色申告会 会議室

【申込み】…資料を用意する関係上、品川青色申告会にお申込み下さい。

イベント・日程

	日程	時間	料金	
夢さん橋	10/11(土) ・12(日)	10:00~15:30	無 料	大崎駅南口にお立ち寄り下さい
バス旅行	11/20(木)	8:00集合	5千円	好評につき受付を締め切りました

セミナー・日程

	日程	時間	料金	
食品の安全	10/29(水)	14:00~	無 料	詳細は同封のチラシをご覧ください
不動産研修	11/ 4(火)…市ヶ谷会場 11/11(火)…立 川会場 11/19(水)…市ヶ谷会場 ※各日とも14:00~16:30		無 料	詳細は、お問合せ下さい

区民セミナー

【メインテーマ】

相続税の仕組みと改正点について。

【その他の催し】

- ・税金クイズ(得点上位の方に記念品を贈呈)
- ・知って得する税情報
- ・税の相談コーナー

《会場①：きゅりあん・6F大会議室》

【日 程】…11/11(火)

【時 間】…14:00~16:00

- ※税金クイズ参加者は13:45迄にお越し下さい。
- ※きゅりあん住所：品川区東大井5-18-1

《会場②：スクエア荏原・3F大会議室》

【日 程】…11/14(金)

【時 間】…14:00~16:00

- ※税金クイズ参加者は13:45迄にお越し下さい。
- ※スクエア荏原住所：品川区荏原4-5-28

★参加希望の方は、お気軽に会場へお越し下さい。

★両会場とも同様の内容で、参加費は無料です。

★両会場とも、品川区の路線価図が閲覧できます。



事務局からのお知らせ

★9月号の会報に同封した「スキルアップ

セミナー」チラシの日程に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

なお、9月号の5面及び10月号5面の日程は正しく記載されておりますので、それぞれご確認ください。

★ 記帳・源泉サポート関係の受付時間

9時30分~11時、13時~16時

★ お支払等の受付時間

9時~12時、13時~17時



お気軽に品川青色申告会へお問合せ下さい!

お祝い

よろず発信



あっという間に季節が移り変わりました。さて品川青色申告会の秋と言えば、『会員勸奨』と『セミナー・イベント』です。

『会員勸奨』とは、「品川青色申告会へ新規入会者をご紹介下さい!」と特に力を入れる強化期間だと思って下さい。これは皆さんには非ご協力頂きたいと思っております。

平成26年からは青色・白色を問わず、全ての事業・不動産所得者の方に『帳簿の記帳・保存義務』が拡大されました。もし、お知り合いの方で帳簿に関して困りの方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介下さい。(ご紹介頂いた方がご入会されると、薄謝ですが御礼を差し上げていきます。沢山ご紹介頂くと手厚くした臨時収入になるかも!)

あわせて会報等の配付にご協力頂ける役員も随時募集しております。職員からご協力を願っている場合がありますが、その際には是非ご協力をお願い致します。

さて、話は変わり『セミナー・イベント』についてです。今回特集している相続や贈与は、知識を得て事前対策する事が重要です。ただし、専門家と相談しながら対策を講じるのが無難です。例えば以前話題となった『教育資金の一括贈与制度』を例に挙げますと…



この制度は教育資金を一括贈与しても、非課税になる制度です。上手く制度を利用できれば良いのですが、素人考えで安易に利用すると、後々後悔するケースも…そもそも扶養義務者相互間(祖父母等を含む概念)で、必要の都度教育資金を負担するのは原則非課税です。その為、『制度利用の必要がなく、一括贈与の金額が使え切れずに課税される』また、『母方の祖父母が一括贈与をしたが、実は父方の祖父母もお孫さんに喜んでもらう為に、制度利用を考えた』結果、家族間のトラブルへ発展してしまった等々…良かれと思って贈与したらトラブルにならなくて、お金が絡む話は、やはり難しいですね。

※平成27年12月31日までの間に両親や祖父母(贈与者)から、30歳未満の子や孫(受贈者)に対して、金融機関で教育資金の口座の開設など一定この制度は受贈者が30歳に達した場合等に終了となり、終了時に教育資金を使いきれず口座に残額がある場合は、残額に対して贈与税が課

記帳に関するサポートは品川青色申告会にお任せ！



青色申告特別控除65万円の適用を受ける場合は、正規の簿記の原則に従った記帳が必要です。品川青色申告会では、会員の方が65万円控除の適用を受ける為のサポートを各種行っております！ぜひご利用下さい。(不動産所得のみの方は、事業的規模が要件となります。詳細はお問い合わせ下さい)

複式簿記教室

会計ソフトがいくら普及しても、簿記の基本知識は必要不可欠です。しかし簿記の知識だけでは、税法に沿った個人事業者の決算書は作成できません。そこで複式簿記教室では、税法も考慮した、より実践的な学習をします。学習経験が無い方大歓迎です！

※3日間で簿記一巡の基礎を学びます。

会計ソフト教室

会計ソフトを使用すれば、日々の記帳や集計作業の負担が大幅に減少します。『興味はあるけど、難しそう...』とお考えの方は、まず体験してみましよう！講義では、個人事業主向けに開発された会計ソフト【ブルーエイト】を使用いたします。

※複式簿記教室とのお得なパックもあります！

個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)

記帳の仕方がわからない、記帳しているが自信がない方、個別で説明します。無料ですのでお気軽にご相談下さい。

※所要時間は一人20分〜60分程度です。

※帳簿は青色申告会でも販売しています。

※ブルーエイトの年度更新の方もご利用下さい。

無料!

定期的に帳簿の健康診断を受けましょう!

予約不要!

- 1、定期的な帳簿の健康診断を推奨します。誤りの早期発見を!
- 2、職員はより健全な帳簿作りのサポートを行います!
- 3、決算・申告サポート時における悪習慣の改善にご協力を! まずは、年内の帳簿チェック!

※ご都合が良い日にお越し下さい。予約不要ですが、指導を行う職員数の関係から、個別記帳相談会の日程に合わせて頂くこととスムーズに開始できます。受付時間は、個別記帳相談会と同様です。

【帳簿の健康診断って?】

誤りのない決算・申告を行う為には、元となる帳簿の健全性が大変重要となります。帳簿のチェックは、人で例えると健康診断に通じる箇所があります。悪い部分があれば改善・治療すれば良いのです。ただし、事業の病気が進行がとて早く、油断していると取り返しがつかない事に...定期的な帳簿の健康診断が重要です!

各教室等の日程表 (詳細は上記の記事をご覧ください、事務局へお問い合わせ下さい)

	日程	時間	料金	お申込み	
個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)	10/20~24(月~金) 11/12~18(水~火) ※土日を除く	各日とも 9:30~11:00 13:00~16:00	無料	予約不要	現在記入している帳簿、収入・支出のわかるもの等を品川青色申告会事務局へご持参下さい。 (所要時間は一人20分〜60分程度です)
複式簿記教室	10/20~22(月~水) 11/12~14(水~金)	各日とも 13:30~16:30 (全三回)	1,000円	事務局へ	品川青色申告会事務局で開催致します。当日は筆記用具・計算機・受講料をご持参下さい。 ※未経験者大歓迎! (定員10名)
会計ソフト教室	10/22(水) 11/14(金)	各日とも 9:30~12:00 (全一回)	1,000円	//	品川青色申告会事務局で開催致します。当日は筆記用具・受講料をご持参下さい。 ※未経験者大歓迎! (定員10名)
複式簿記教室・ 会計ソフト パック	上記各教室と同様	上記各教室と同様	1,500円	//	上記の「複式簿記教室」と「会計ソフト教室」を同時にお申込み頂く事により、料金が500円割引となる、お得なパックです。